

学校における熱中症対策ガイドライン

令和7年7月
相模原市教育委員会

はじめに

学校における熱中症予防には、どのような状況の時に、どう判断し、どう行動すべきか十分に理解しておく必要があります。

各学校においては、学校保健安全法第29条の規定に基づき、日頃より熱中症事故の防止にご尽力いただいているところですが、児童生徒の安全を確保し、健康被害を防ぐため、今一度適切な対応について教職員の共通理解を図り、その発生に備えていただくことが重要です。

そこで、相模原市教育委員会は、教育活動中の熱中症予防や熱中症になってしまった場合の対応について整理し、適切に対応できるよう「学校における熱中症対策ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインは、今般、気候変動適応法等の一部を改正する法律が施行されるなど、熱中症対策をめぐる状況について動きがあったこと等を踏まえ、第6項で環境省・文部科学省発出の「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」から熱中症による死亡事例を掲載しています。熱中症は、生命を脅かす危険があることを認識し、各学校において、本ガイドラインを活用し、熱中症の事故防止対策を行っていただきますようお願いいたします。

相模原市教育委員会

目 次

1 熱中症について	
（１）熱中症とは	1
（２）学校管理下における熱中症とは	1
（３）熱中症を引き起こす要因	1
2 暑さ指数（WBGT）について	
（１）暑さ指数（WBGT）とは	3
（２）暑さ指数（WBGT）の測定	3
（３）暑さ指数（WBGT）に応じた行動指数	3
3 熱中症の予防措置について	
（１）熱中症警戒アラート等発表時の対応	5
（２）熱中症の予防策について	6
（３）熱中症予防のポイント	9
（４）本市の対応等について	11
（５）熱中症予防の体制整備について	13
4 チェックリスト	
（１）日頃の環境整備等	15
（２）児童生徒への指導等	16
（３）活動中・活動直後の留意点	16
5 熱中症発生時の対応について	
（１）熱中症発生時の体制づくり	17
（２）事故後の対応について	17
（３）熱中症発生時対応フロー	18
（４）校内における救急連絡体制の一例	19
6 熱中症による事故事例からの教訓について	20
7 引用文献等	22
8 その他	23

1 熱中症について

(1) 熱中症とは

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどし、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する状態の総称です。高温環境下に長時間いたとき、及びいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性があります。

- ・死に至る可能性のある病態です
- ・予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます
- ・応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます

(2) 学校管理下における熱中症とは

近年、学校管理下における熱中症は、全国の小・中学校及び高等学校を含めると毎年 5,000 件程度、熱中症による死亡事故も発生しており、熱中症に関する正しい知識や対策で重症化を減らしていく必要があります。

学校での熱中症による死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものです。部活動においては、屋外で行われるスポーツ、屋内で厚手の衣類や防具を着用するスポーツで多く発生する傾向があります。

また、学校行事など部活動以外のスポーツでは、長時間にわたって行うスポーツで多く発生する傾向にあります。体育やスポーツ活動によって発生する熱中症は、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合には発生することが特徴的です。

(3) 熱中症を引き起こす要因

体内に溜まった熱を体外に逃す方法（熱放散）には、皮膚の表面から直接熱を外気に逃がす放射や液体や固体に移す伝導、風によってその効率を上げる対流等があります。

しかし、外気温が高くなると熱を逃しにくくなります。汗は蒸発する時に体から熱を奪います。高温時は熱放散が小さくなり、主に汗の蒸発による気化熱が体温を下げる働きをしています。汗をかくと水分や塩分が体外に出てしまうために、体内の水分・塩分が不足し、血液の流れが悪くなるので、適切な水分・塩分の補給が重要になってきます。（図 1）

高温、多湿、輻射熱（熱を発生するもの）があるなどの環境下で、身体から外気への熱放散が減少することや汗の蒸発が不十分になることが要因になるほか、体調や行動によっても熱中症が発生しやすくなります。（図 2）

図1 熱中症の起こり方

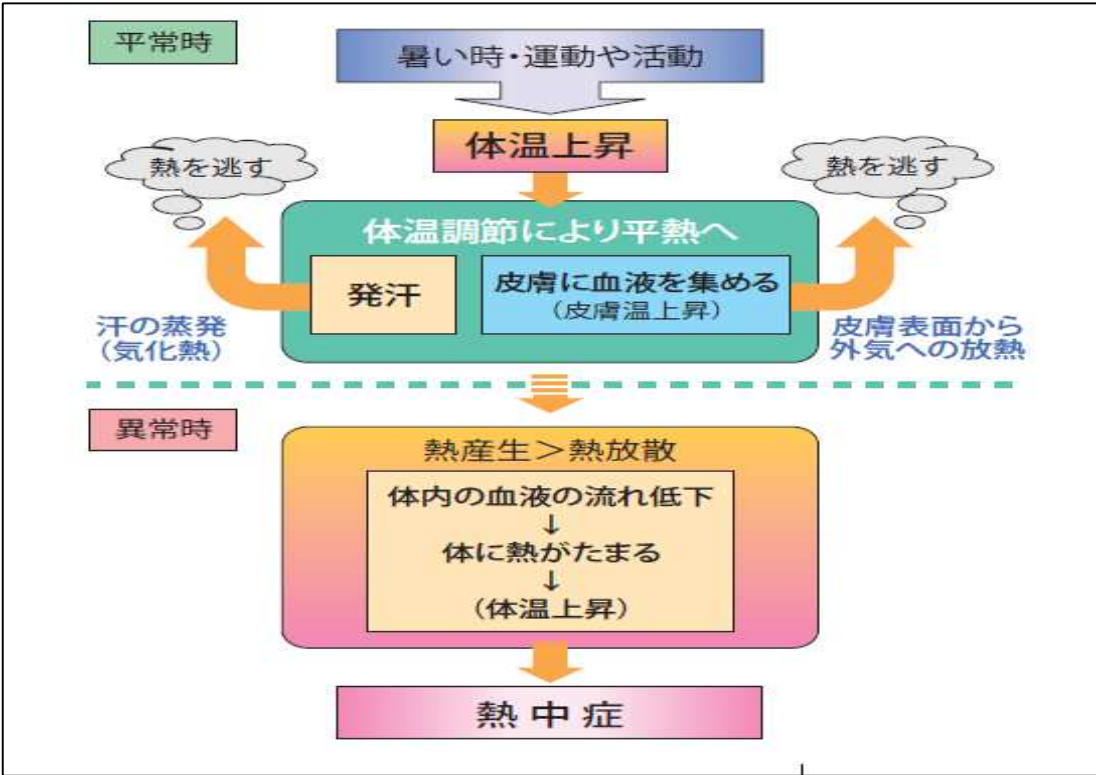
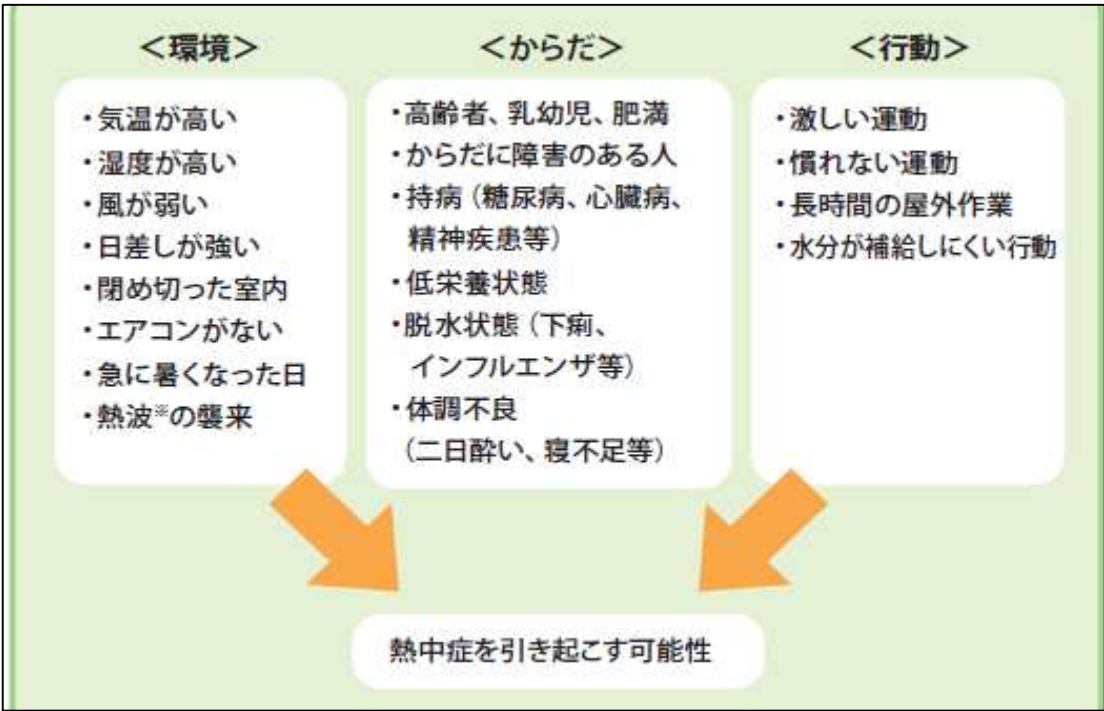


図2 熱中症を引き起こす条件



熱中症環境保健マニュアル 2022（環境省）より

2 暑さ指数(WBGT)について

(1) 暑さ指数(WBGT)とは

熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature:湿球黒球温度)があります。

暑さ指数(WBGT)は、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、「気温」「湿度」「日射・輻射など周辺の熱環境」を取り入れた指標で、単位は温度と同じ「℃」を用います。

暑さ指数(WBGT)は、運動環境や労働環境の指針として有効であると認められ、多くの学校において屋外での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安として用いられています。

(2) 暑さ指数(WBGT)の測定

暑さ指数(WBGT)は、「暑さ指標(WBGT)計」で測定します。

暑さ指数(WBGT)は、温度や湿度など複数の環境要素を合わせて測定しているため、場所や時間により値が変動します。活動場所ごと、活動時間ごとに測定することが大切です。

(3) 暑さ指数(WBGT)に応じた行動指数

暑さ指数(WBGT)を用いた指針としては、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」、日本スポーツ協会による「熱中症予防運動指針」があり、暑さ指数に応じて示されています。

なお、本市の対応は11ページ「熱中症特別警戒アラート等の発表基準と本市の対応」に示しています。

(コラム) 暑さ指数(WBGT)は判断基準の一つ

熱中症警戒アラートが発表されておらず、かつ、活動現場で測定した「暑さ指数(WBGT)」が28～31℃(厳重警戒)や、さらに低い数値であっても、運動強度、個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。本市でも同様の事例が発生しております。

熱中症警戒アラートや暑さ指数(WBGT)は、判断基準の一つであり、他に、児童生徒の言動、行動を観察して、違和感が見られる場合は、直ちに、体への負荷軽減、休息をとる等の対策を講じてください。

(参考) 暑さ指数(WBGT)の測定方法

推奨する 屋外での測定方法

手で持つ

三脚を使う

鉄棒等を使う

1.1m

1.1m

1.1m

手で持って測定する場合は、黒球を握ったり、通気口をふさいだりせず、直射日光に当てる。

ポイント

- ・黒球を日射に当てる(黒球が陰にならない)
- ・地上から**1.1m**程度の高さで測定
- ・壁等の近くを避ける
- ・値が安定してから(**10分**程度)測定値を読み取る

※屋外の計測は熱中症の危険性が高まるため、事前に水分補給をし、帽子を被り測定するようにしましょう。

正確に測定できない可能性がある測定方法

例1 測定器に日射が当たらない。

測定器が陰になると、日向の輻射熱(日射や地面からの照り返しによる熱)が正確に測定できない可能性があります(黒球温度の値が低くなるなど)。

例2 地面、朝礼台等の上に直接置く。

地面や朝礼台等が熱く(冷たく)なっている場合、輻射熱によって黒球に影響を受けるため黒球温度が正確に測定できない可能性があります(黒球温度の値が高くなる、または低くなるなど)。

例3 黒球を握る、通気口をふさぐ。

黒球を直接握ったり、通気口をふさいだらりと、体温によってセンサーに影響が出る可能性があるため、直接握ったり、ふさいだりしないようにします。特に、通気口をふさぐと正確な測定ができません。

暑さ指数(WBGT)とは?

暑さ指数(WBGT)とは、熱中症を予防することを目的として提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度(℃)で示されますが、その値は気温とは異なります。

暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。ISOでは0.7×湿球温度+0.2×黒球温度+0.1×乾球温度で定義されています(日射の場合)。

学校における熱中症ガイドライン作成の手引き(環境省・文部科学省)より

3 熱中症の予防措置について

熱中症の予防は、気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要です。暑さ指数（WBGT）を基準とする対策や体制を予め整えることで、客観的な状況判断や対応が可能となります。

(1) 熱中症警戒アラート等発表時の対応

神奈川県内の暑さ指数情報提供地点（※）における最高暑さ指数（WBGT）が基準に達した場合に熱中症警戒アラート等が発表されます。

※神奈川県は、海老名、横浜、辻堂（藤沢市）、小田原、三浦の5地点

○ 熱中症警戒アラート

神奈川県内の暑さ指数情報提供地点のいずれかで暑さ指数（WBGT）が33℃に達する場合に発表されます。

前日の17：00または当日の5：00に発表されるため、アラート当日は運動場所の暑さ指数（WBGT）値を測定し、「運動に関する指針」に準じて運動の実施を判断する。

○ 熱中症特別警戒アラート

神奈川県内の暑さ指数情報提供地点の全てで暑さ指数（WBGT）が35℃に達する場合に発表されます。

前日の14：00に発表されるため、アラート当日は、「運動中止」とします。

【熱中症警戒アラートの有無に関わらず】

- ・アラートが発表されていない場合でも暑さ指数（WBGT）を測定・把握し、対応を決定する
- ・管理職等は特別警戒アラート等のメール配信サービスに登録し、情報を全教職員で共有する

※ 環境省熱中症予防情報サイトのホームページより登録してください。

(2) 熱中症の予防策について

熱中症の予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本です。学校管理下における熱中症事故は体育・スポーツ活動中や屋内での授業・登下校中において発生していることに十分留意し、次のような予防策が必要です。

【熱中症予防の原則】

1. 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
2. 暑さに徐々に慣らしていくこと
3. 個人の条件を考慮すること
4. 服装に気を付けること
5. 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な措置を講ずること

ア 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

(ア) 環境条件の把握

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなりますので、暑さ指数（WBGT）計で測定します。

(イ) 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性は高くなります。環境条件・体調に応じた運動量（強度と時間）にしましょう。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れるようにしましょう。激しい運動では休憩は30分に1回以上とることが望ましいとされています。部活動等で強制的な運動は厳禁です。

(ウ) 状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、水分をこまめに補給します。汗からは水分と同時に塩分も失われます。汗で失われた塩分も適切に補うためには、0.1～0.2%程度の塩分を補給できる経口補水液等を利用するとよいでしょう。

体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減が2%を超えないように水分を補給します。

水分補給が適切かどうかは、運動前後の体重を測定すると分かります。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てることが勧められます。

イ 暑さに徐々に慣らししていくこと

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生しています。例えば、梅雨明け直後など急に暑くなった時（暑さ指数（WBGT）が31℃以上になる時、運動に関する指針が2ランク以上高くなった時、合宿の初日など）に多く発生する傾向があります。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生しやすくなります。これは体が暑さに慣れていないためです。

急に暑くなった時は運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間は、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにしましょう。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成するとよいでしょう。

ウ 個人の条件や状態、体調の考慮

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながります。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないことです。運動前、運動中、運動後の健康観察が重要です。

学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満傾向の人に起きています。このほかにも、体力の低い人、暑さに慣れていない人、「筋肉のこむら返り」など軽症でも一度熱中症にかかったことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。運動やトレーニングを軽減する、水分補給をしっかりとる、休憩を十分とるなどの予防策について特に配慮する必要があります。

エ 服装・装具の配慮

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響します。暑い時は、服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材のものが適切です。直射日光は帽子で防ぐようにしましょう。

運動時に身に付けるプロテクターや防具等の保護具は、休憩時に外すか、緩めるなどし、体の熱を逃がすようにしましょう。

オ 具合が悪くなった場合、早めの処置

暑いときは熱中症が起こり得ることを認識し、具合が悪くなった場合には、ただちに、必要な処置をとるようにしましょう。

体育・スポーツ活動など学校生活の中で、具合が悪くなった場合には、すぐに活動を中止し、風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させます。

水分を摂取できる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給するようにします。飲料としては、水分と塩分を適切に補給できる経口補水液等が最適です。ただし、水を飲むことができない、症状が重い、休んでも回復しない場合には、病院での治療が必要ですので、医療機関を受診させます。

応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状がみられる場合には、直ちに医療機関に連絡、もしくは状況に応じて救急車を要請します。それと同時に、現場で涼しい環境に移動させ、なるべく早く体を冷やし、体温を下げるのが重要です。体を冷やす際は、衣服を緩めて寝かせ、氷や保冷剤等で首の付け根、わきの下、脚のつけ根等の太い血管を冷やすようにしましょう。応急処置を行う際は、症状が改善したか判断するために、必ず誰かが付き添うようにしましょう。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるかにかかっています。放置すれば、死に至る緊急事態であることを理解し、行動してください。（17ページ図1参照）

また、救急車を要請するか判断に迷ったときは、かながわ救急相談センターをご活用ください。

○判断に迷ったときは・・・

かながわ救急相談センター（24時間365日）

【携帯電話から】 #7119

【固定電話から】 045-232-7119 or 045-523-7119（直通番号）

※市外局番「042」の固定電話から「#7119」にかけると

東京都消防庁救急相談センターに繋がるため、直通番号にかける。

(3) 熱中症予防のポイント

ア 教職員への啓発

基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため、講習会等を実施する。

イ 児童生徒への指導

児童生徒が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるよう指導する。

ウ 各学校の実情に応じた対策

近年の最高気温の変化や熱中症発生状況を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防対策を検討する。

エ 体調不良を受け入れる文化の醸成

気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調に気遣える環境・文化を醸成する。

オ 情報収集と共有

熱中症警戒アラート等の情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備する。

カ 暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定

既存の指標を参考に、暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の指針を予め設定する。

キ 暑さ指数(WBGT)の把握と共有

暑さ指数(WBGT)の測定場所、測定のタイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。

ク 日々の熱中症対策のための体制整備

熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、設定した指針に基づき日々、運動や各種行事の内容変更や中止・延期における判断を、誰が、いつ、どのように伝達するかを体制を整備する。

ケ 保護者への情報提供

熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、熱中症対策を保護者とも共有する。

（参考）環境省熱中症予防情報サイト

下記リンク、二次元コードより環境省熱中症予防情報サイトへアクセスできますので、ご活用ください。

【リンク】

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

【二次元コード】



(4) 本市の対応等について

暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針により客観的な状況判断・対応が可能となります。

ア 熱中症特別警戒アラート等の発表基準と本市の対応

気温 (参考)	WBGT 温度	特別警戒アラート発表時の危険度 (環境省熱中症予防サイトより)	本市の対応
39℃ 程度	35℃以上	熱中症特別警戒アラート 人の健康に係る重大な被害が生じる恐れあり。	運動中止
37℃ 程度	33℃以上	熱中症警戒アラート 涼しい環境以外では、原則運動を行わない。	空調が整備されている場所以外は、運動中止

イ 運動に関する指針

気温 (参考)	WBGT 温度	熱中症予防のための運動指針		本市の対応
35℃ 以上	危険 31℃以上	運動は 原則中 止	特別の場合以外、運動は 中止する。特に子どもの 場合には中止すべき。	運動の中止も含め 適切な措置を講じ る。 なお、水泳の授業 については、基本 的に実施可能とす るが状況に応じて 判断する。
31℃ 以上 35℃ 未満	厳重警戒 28℃以上 31℃未満	激しい 運動は 中止	熱中症の危険性が高いの で、激しい運動や持久走 など体温が上昇しやすい 運動は避ける。 10～20 分おきに休憩を とり水分・塩分を補給す る。 体力の低い人、肥満の人 や暑さに慣れていない人 は運動を軽減または中 止。	
28℃ 以上 31℃ 未満	警戒 25℃以上 28℃未満	積極的 に休憩	熱中症の危険が増すの で、積極的に休憩をとり 適宜、水分・塩分を補給 する。 激しい運動では、30 分お きくらいに休憩をとる。	同左
24℃ 以上 28℃ 未満	注意 21℃以上 25℃未満	積極的 に水分 補給	熱中症による死亡事故が 発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意する とともに、運動の合間に 積極的に水分・塩分を補 給する。	同左
24℃ 未満	ほぼ安全 21℃未満	適宜水 分補給	通常は熱中症の危険は小 さいが、適宜水分・塩分 の補給は必要である。 市民マラソンなどではこ の条件でも熱中症が発生 するので注意。	同左

(5) 熱中症予防の体制整備について

ア 体制整備のフロー

情報収集・発信方法の検討	●熱中症に関する情報収集・伝達体制の整備 熱中症アラート等の情報収集及び伝達方法を整備する。 【例】 管理職及び担当職員が熱中症予防情報サイトに登録する。 その情報を状況により校内放送、メール等での発信等で全教職員で共有する。	●暑さ指数（WBGT）の測定、記録及び教職員への伝達体制の整備 暑さ指数（WBGT）の測定タイミング、測定場所及び伝達方法を整備する。 【例】 活動前に活動場所の暑さ指数を測定し、記録をとる。 測定結果は校内職員が誰でも見やすい場所に張り出す。
内容判断の変更・中止・延期の検討	●暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動の指針を設定 既存の指針を参考に暑さ指数（WBGT）に応じた運動や各種行事の指針を設定する。 【例】 暑さ指数（WBGT） 3 1℃以上で屋外活動を中止、屋内活動は中止または実施形式を変更する。	●日々の熱中症対策決定のための体制整備 運動や各種行事の内容変更や中止・延期における判断を「誰が」「いつ」「どのように」伝達するかを体制を整備する。 熱中症警戒アラート発表時の対応も予め設定する。 【例】 行事の開催場所の暑さ指数（WBGT）を確認し、対応を判断する。
体制構築後の対応を検討	●保護者への事前説明 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラートの意味及び熱中症警戒アラート発表時の対応等について保護者に共有する際の担当者、時期、方法を整備する。 【例】 GW明けの学校だよりに熱中症予防に関する自校の対応などを掲載し、情報を共有する。	●熱中症予防の体制の見直し 熱中症発生状況、地域や各学校の状況に応じて適宜体制の見直しを図る。

イ 体制整備のポイント

- (ア) 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため研修会等を実施する。
- (イ) 学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとれるように指導する。
- (ウ) 近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を検討する。
- (エ) 気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

4 チェックリスト

学校現場における熱中症事故の対策のポイントを効果的に整理・確認するために「チェックリスト」をご活用ください。

(「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」環境省・文部科学省から)

(1) 日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える。
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）。
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）。
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする。
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える。
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する。重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる。
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する。
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒とも共通認識を図る。
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る。
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する。
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する。
☐	送迎用バスについては、児童生徒の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する（安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）。

(2) 児童生徒への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする。)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する。
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する。
☐	児童生徒のマスク着用にあたっては熱中症事故の防止に留意する。
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動 (登下校を含む)を行うよう指導する。
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する。
☐	児童生徒同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する。
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る。
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する。

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒の様子をよく観察し体調の把握に努める。
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する。
☐	児童生徒の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する。
☐	熱中症発生時(疑いを含む)に速やかに対処できる指導体制とする。 重度の症状(意識障害やその疑い)があれば躊躇なく救急要請・全身冷却(全身に水をかけることも有効)・状況によりAEDの使用も視野に入れる。
☐	活動(運動)の指導者は、児童生徒の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する(運動強度の調節も考えられる)。
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する。
☐	児童生徒が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する。
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動し、次の活動(登下校を含む)を行うことに注意する。

5 熱中症発生時の対応について

(1) 熱中症発生時の体制づくり

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることを認識し、緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、学校の体制を確立する必要があります。

(2) 事故後の対応について

熱中症発生後の対応として「学校事故対応に関する指針【改訂版】（文部科学省、令和6年3月）」を参考に行動指針を予め設定しておきましょう。

- ア 保護者への引き取りをお願いするか、病院へ搬送するかの判断、引き取りまでの待機の方法等の原則を決めておく。
- イ 心のケアのため、心の健康状態の把握方法、支援体制を確認しておく。
- ウ 調査・検証・報告・再発防止等について、予め設定しておく。

図1 応急処置(p18 (3)熱中症発生時対応フロー内)

【応急処置について】

意識の有無に関わらず、熱中症の疑いがある場合には、ただちに応急処置を行います。放置すれば死に至る緊急事態であることを理解しましょう。

また、症状が改善したか判断するため、必ず誰かが付き添うようにしましょう。

①涼しい環境への避難

冷房の効いた室内、風通しの良い日かげへ移動する。

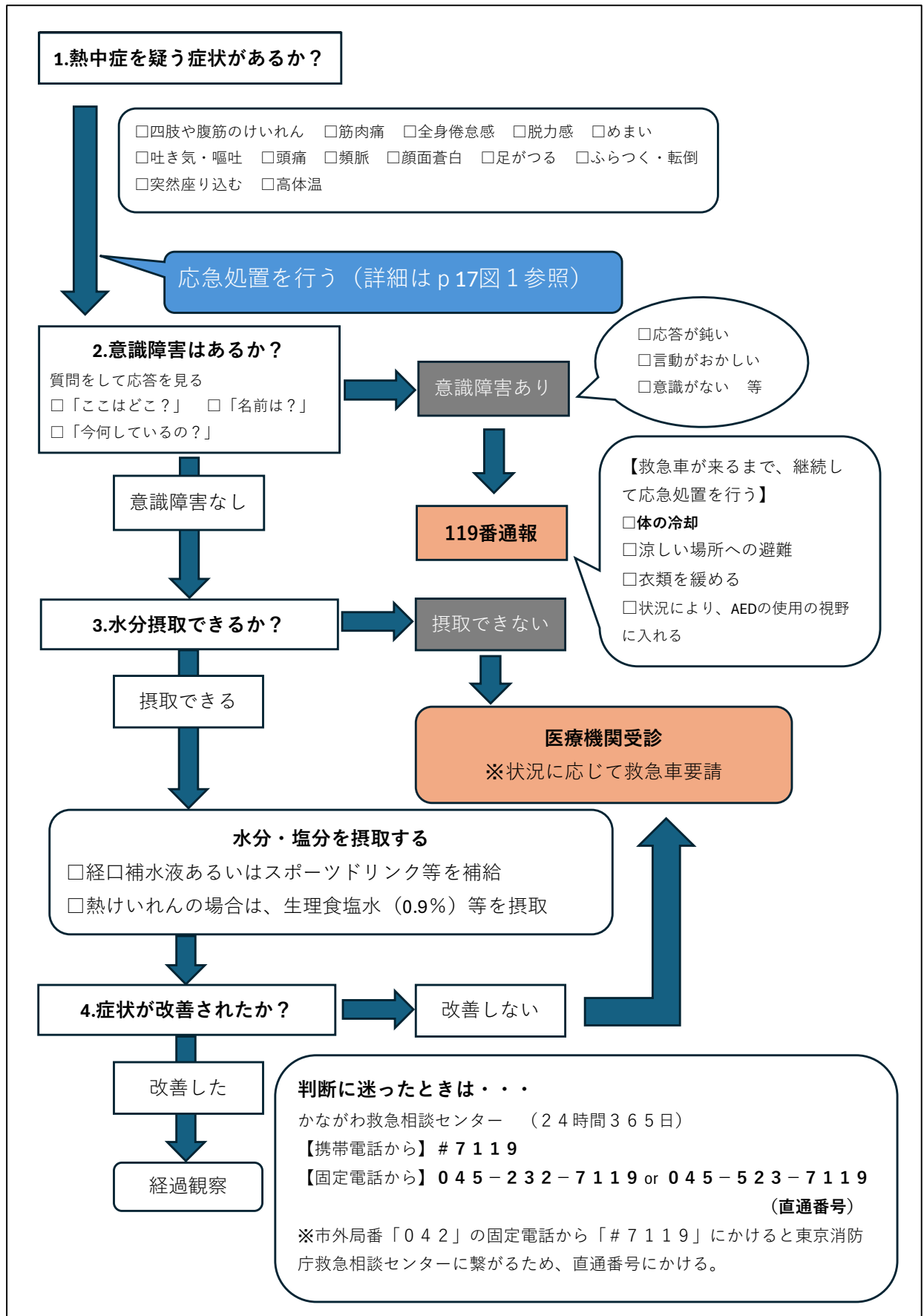
②脱衣と冷却

衣服を緩め、寝かせる。

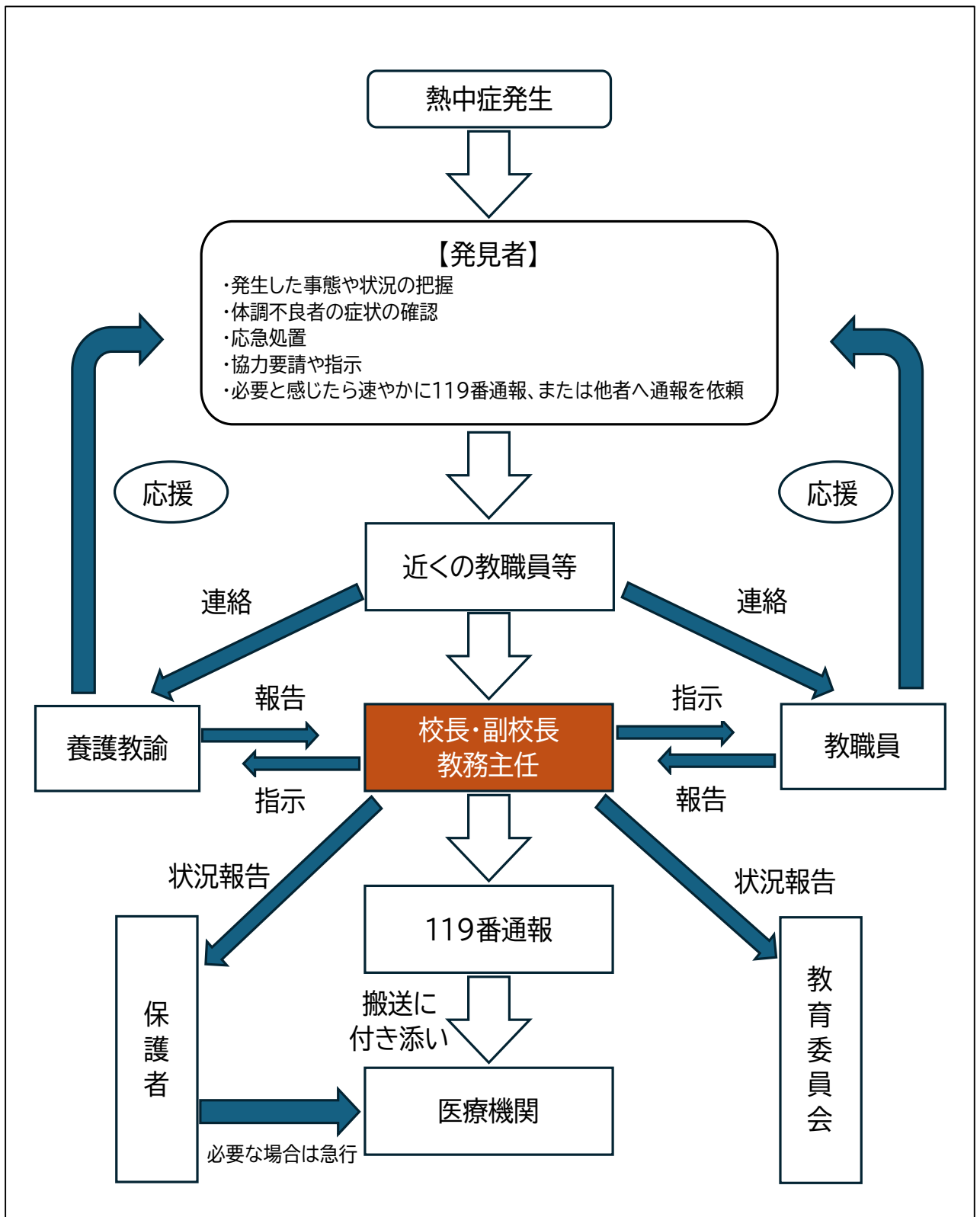
氷、保冷剤等で首のつけ根、わきの下、脚のつけ根等の太い血管を冷やす。

③水分・塩分の補給

(3) 熱中症発生時対応フロー



(4) 校内における救急連絡体制の一例



※上記の図をもとに、各校で校内における救急連絡体制を確認してください。

6 熱中症による事故事例からの教訓について

熱中症事故の予防に繋げるため、これまで報告のあった熱中症事故や、熱中症の疑いのある事故をいくつか掲載するとともに、事例から得られる示唆をまとめています。こうした内容は、教職員の共通理解を図るとともに、子どもたちにも、発達段階等を踏まえて予め指導しておくことも重要です（一部、再掲の情報を含みます。）。
（「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」環境省・文部科学省より）

【事例1】小学校・低学年児童・学校内

8月下旬、屋外での体育の授業終了後、教室へ移動している途中で意識を失った。その場でAEDを用いた救命処置を行い、救急隊に引き継いだが、死亡が確認された。

- 夏季休業明けなど、体が暑さに慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高まることに留意する（暑熱順化を取り入れる。）。
- 運動をはじめとする活動に当たっては、運動強度に注意しつつ、こまめに水分補給を行うことや随時日かげで休憩する。
- 運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動次の活動を行うこと。
- 児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する。また、異変発見時の通報方法等を児童生徒に伝達しておく。

【事例2】中学校・生徒・下校中

7月下旬、運動部活動後の下校中に歩道で倒れた。意識不明の状態で救急搬送され、死亡が確認された。

- 運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動や次の活動を行う。
- 児童生徒等に、運動前後に適切に水分補給や休憩をとること、体調が優れない場合や運動後の活動等に困難さを感じる際には、ためらうことなく申し出るよう指導する。
- 児童生徒等の発達段階や状況、学校の実情を踏まえつつ、日差しを遮ること（帽子や日傘等の活用も考えられる）や、通気性・透湿性の良い服装となることを指導する。
- 登下校時には児童生徒が単独行動となる場合もあることに留意する。
- 活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）。

【事例3】中学校・生徒・部活動中

8月、学校の運動場で練習中（ランニング後）、意識を失って倒れ救急搬送。病院で死亡が確認された。

- 特に屋外で活動を行う際、活動時に給水や休憩を行うことのできる環境を整えるとともに、事故発生に備えて体全体をすばやく冷却できるよう、保冷剤等を用意する。
- 気象情報や活動場所の暑さ指数（WBGT）をこまめに測定し、無理のない活動計画を立てる。
- 活動に入る前に体調確認を行い児童生徒等のコンディションを把握し、活動中も随時確認するなど注意するようにする。なお、こうした確認が慣例化しないよう留意する。
- 運動強度・活動内容・活動時間の調節は、児童生徒の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する。
- 日頃から、体調に違和感等がある際には申し出やすい環境を作る。
- 熱中症事故に係る対応は、学校の教職員や部活動指導に係わるすべての者が共通認識を持つことが重要であり、定期的に研修等を実施することを検討する。

【事例4】小学校・低学年児童・校外学習

7月、学校から約1km離れた公園で校外学習を行い、学校に戻った後、当該児童の体調が急変し、心肺停止の状態となった。すぐに救急搬送されたが死亡が確認された。

- 児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに留意する。また、活動前に体調確認を行う際、児童生徒等の発達段階によっては適切な回答が得られないことも考えられることから、保護者との連携にも留意する。
- 屋外等で行う活動については、気候を考慮し、年間行事計画の見直しを行うことも含め柔軟な対応を行う。
- 校外学習等の活動終了後には体が熱い状態となっていることも考えられるため、クールダウンしてから移動することや、移動前に体調を確認する。
- 学校外で活動する際には、移動中（往路・復路）の給水や休憩について事前に確認し、計画的に対策を講じる。
- 救命処置が必要な児童生徒に対して、特定の教職員のみではなく、全教職員がためらうことなく必要な処置を行うことができるよう、技術面のみならず、心構えも含めた備えが必要である。

7 引用文献等

(1) 引用文献

- 学校における熱中症ガイドライン作成の手引き【改訂版】
(環境省・文部科学省 令和6年4月)
- 学校事故対応に関する指針【改訂版】 (文部科学省、令和6年3月)
- 日常生活における熱中症予防指針Ver.4 (日本生気象学会 令和4年)
- スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック
(公益社団法人日本スポーツ協会 令和4年)
- 熱中症環境保健マニュアル2022 (環境省 令和4年3月)

(2) 参考文献

- 熱中症を予防しよう-知って防ごう熱中症-
(独立行政法人日本スポーツ振興センター 平成31年3月)

8 その他

職場における熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則(省令)の改正に伴う各学校における対応について

令和7年4月15日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、同年6月1日に施行されました。職場における熱中症対策強化が必要となります。

※詳細は、令和7年5月14日教職員事業場総括安全衛生管理者・教職員課長、学校給食調理場総括安全衛生管理者・学校給食課長発出の事務連絡「職場における熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則（省令）の改正に伴う各学校における対応について（依頼）」を参照ください。

(1) 改正の趣旨

熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、事業者に対し、「報告体制の整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を罰則付きで義務付けるものです。

(2) 改正の概要

事業者は、次の事項を義務付ける。

熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、あらかじめ次の対応を行う。

- ① 「熱中症の自覚症状がある作業者」及び「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が報告するための体制の整備
- ② 症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順の策定および作業従事者への周知（以下「体制整備等」という。）

※「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

(3) 学校における対象者

各学校に勤務する全教職員（学校技能員、給食調理員等を含む）

(4) 対象業務

「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる業務及び概ねこれに準じる業務。

例：教諭による教科指導・部活動指導、校外学習対応等、学校技能員による屋外作業等、給食調理員による給食調理業務等

令和7年5月14日

各小学校・中学校・義務教育学校 校長 殿

教職員事業場総括安全衛生管理者
教職員課長
学校給食調理場総括安全衛生管理者
学校給食課長

職場における熱中症対策を義務付ける労働安全衛生規則（省令）の改正に伴う各学校における対応について（依頼）

このことについて、令和7年4月15日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、本年6月1日に施行されます。

つきましては、次のとおりご対応をお願いいたします。

1 改正の趣旨

熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、事業者に対し、「報告体制の整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を罰則付き（※）で義務付ける。

※罰則の対象は事業者であり、本市では市もしくは教育委員会が想定されています。

2 改正の概要

事業者は、次の事項を義務付ける。

熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、あらかじめ次の対応を行う。

③ 「熱中症の自覚症状がある作業者」及び「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が報告するための体制の整備

④ 症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順の策定および作業従事者への周知（以下「体制整備等」という。）

※「WBGT 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上の実施」が見込まれる作業

3 学校における対象者

各学校に勤務する全教職員（学校技能員、給食調理員等を含む）

4 対象業務

「WBGT 28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上の実施」が見込まれる業務及び概ねこれに準じる業務。

例：教諭による教科指導・部活動指導、校外学習対応等

学校技能員による屋外作業等

給食調理員による給食調理業務等

WBGT(暑さ指数)について

Wet Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)。

気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた温度の指標です。専用の測定器を使用して測定するもので、熱中症の危険度を判断する数値として活用されています。

WBGT28度以上は、気温 31 度以上に相当します。

5 学校における具体的な対応

- (1) 各学校において、別添「作成例」のとおり、職員に熱中症のおそれが生じた場合の報告体制及び実施手順を作成する。

※「作成例」に、【策定年月日、学校長名、報告先】をご記入の上、ご活用ください。

※「作成例」とは別に、既に報告体制及び実施手順を作成、職員周知を行っている場合は、対応不要です。

- (2) 下記期限までに文書管理システムにて決裁処理を行った上で、職員室や給食室等に掲示するなど、職員へ周知する。

6 対応期限

令和7年5月30日(金)

以 上

教職員課厚生・健康管理班
電話 042-707-7482

学校給食課学校給食運営班
電話 042-769-8283
(学文No.2.1.1)

職員の熱中症対策に係る報告及び措置実施体制

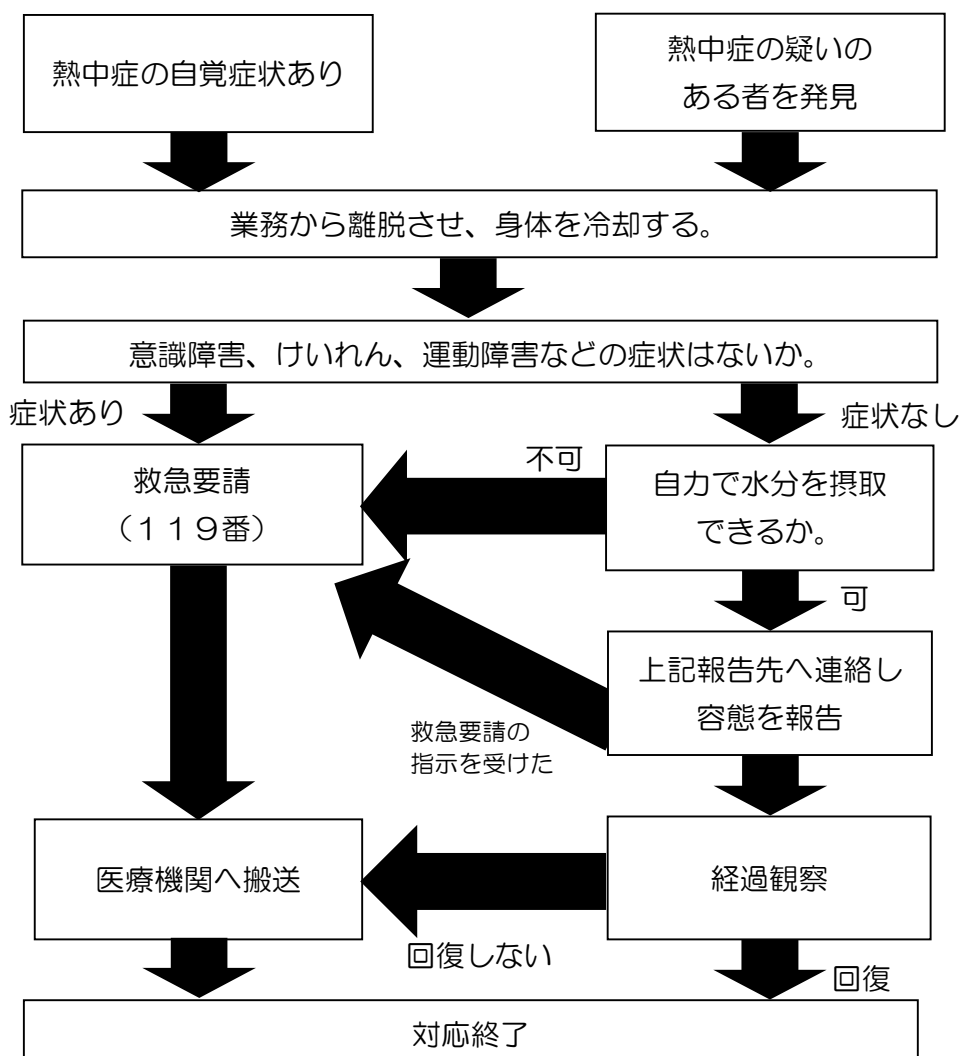
策定年月日 令和7年5月〇〇日

〇〇学校長

報告体制

報 告 先（責 任 者）
校長 〇〇〇〇

実施手順



職員への周知方法

本紙を職員に配布するとともに学校内に掲示することにより、上記報告体制及び実施手順を職員に周知する。

学校における熱中症対策ガイドライン

作成 相模原市教育委員会学校保健課

発行 令和7年7月